

徳島県 サステナビリティボンド・フレームワーク

1. はじめに

徳島県(以下、「本県」)は、以下のとおり、サステナビリティボンド・フレームワーク(以下、「本フレームワーク」)を策定しました。本フレームワークは、国際資本市場協会(ICMA)によるグリーンボンド原則 2021、ソーシャルボンド原則 2023、サステナビリティボンドガイドライン 2021、環境省グリーンボンドガイドライン 2022 年版、金融庁ソーシャルボンドガイドライン(2021 年版)との適合性に対するオピニオンを株式会社格付投資情報センターから取得しています。

1.1 本県概要

本県は、四国の東部に位置し、東は紀伊水道に面し、北は香川県、南は高知県、西は愛媛県に接しています。本県は、山地が多く全面積のおよそ 8 割を占めています。鳴門海峡から太平洋までの海岸線、剣山及び吉野川をはじめとする豊かな自然の下に、特色ある文化、伝統及び産業をめぐんできました。

文化・伝統につきましては、400 年の歴史を持つ「阿波おどり」が有名です。全国から大勢の観光客が訪れ、街全体が熱気に包まれます。

産業につきましては、温暖な気候と、吉野川沿いの平野を中心とした恵まれた自然環境を活かし、野菜では、「なると金時(さつまいも)」、「にんじん」、「れんこん」、果樹では「みかん」、「すだち」、「なし」などの生産が盛んです。また、酪農、肉用牛、養豚、養鶏の畜産業も盛んです。さらに、本県は瀬戸内海、紀伊水道、太平洋と性質の異なる三つの海に面しており、古くから沿岸漁業が盛んで、マダイやシラス(チリメン)、ハモ、アワビ類など、様々な魚介類を漁獲しているほか、ハマチやワカメ、ノリ類などの養殖業も盛んです。

清浄な水及び大気、良好な自然環境、潤いと安らぎのある環境等が維持され、かつ、環境への負荷の少ない循環を基調とした社会経済活動が着実に行われている活力ある社会を構築し、人と自然とが共生する住みやすい徳島の実現に向け、全国で初めて「脱炭素社会の実現」を掲げる条例を制定する等、様々な環境関連の取り組みを実施しています。

1.2 SDGs に関する取組方針

1.2.1 SDGs 日本モデル宣言への賛同

SDGs 日本モデル宣言とは、地方自治体が国や企業、団体、学校・研究機関、住民などと連携して、地方から SDGs を推進し、地域の課題解決と地方創生を目指していくという考え・決意を示すものです。官民連携パートナーシップ、民間ビジネスの力、次世代・ジェンダー平等の大きく 3 つの柱で構成され、政府が策定した「SDGs 実施指針」及び「SDGs アクションプラン 2020」にも位置付けられています。

本宣言は、2019 年 1 月 30 日に開催された「SDGs 全国フォーラム 2019」において、本県含む全国 93 自治体の賛同を得て発表されました。その後も、多くの地方自治体が追加で賛同し、2023 年 4 月 11 日現在、446 の自治体が賛同しています。

【SDGs 日本モデル宣言】

私たち自治体は、人口減少・超高齢化など社会的課題の解決と持続可能な地域づくりに向けて、企業・団体、学校・研究機関、住民などとの官民連携を進め、日本の「SDGs モデル」を世界に発信します。

1. SDGs を共通目標に、自治体間の連携を進めるとともに、地域における官民連携によるパートナーシップを主導し、地域に活力と豊かさを創出します。
2. SDGs の達成に向けて、社会的投資の拡大や革新的技術の導入など、民間ビジネスの力を積極的に活用し、地域が直面する課題解決に取り組みます。
3. 誰もが笑顔あふれる社会に向けて、次世代との対話やジェンダー平等の実現などによって、住民が主役となる SDGs の推進を目指します。

1.2.2 新しい時代の特別支援学校の在り方検討委員会報告書

本県では、特別支援教育の現状と課題を整理し、「ダイバーシティ社会」を目指す「新しい時代」における県立特別支援学校の在り方についての構想を策定するため、新しい時代の特別支援学校の在り方検討委員会を設置し、審議を重ねた結果、特別支援学校が「ダイバーシティの先導役」を果たすために、国が示す「設置基準」をふまえつつ学校の「基本機能」を充実させるとともに、地域を学習の場とする「新たな教育内容」の創造と、その教育内容を支える「教育環境」の整備を進め、特別支援学校の「センター的機能」を最大限に活用して、地域を「ダイバーシティ社会」へと導くことを基本方針とすることとしています。

【本県の特別支援学校における教育の基本方針】

1. 国の「設置基準」をふまえた各学校の「基本的な機能」の充実
2. 地域を学習の場とする「新たな教育内容」の創造
3. 新たな教育内容を支える「教育環境」の整備
4. 地域を「ダイバーシティ社会」へと導く「センター的機能」の活用

1.2.3 徳島県地域防災計画

本計画は、「災害対策基本法」に基づく本県の災害対策の基本となる計画であり、国が定める「防災基本計画」との整合を図りながら「県防災会議」が決定したものです。本県の気象、地勢その他地域の特性によっておこりうる災害の危険を想定し、これらを基礎とするとともに、県内において過去に発生した災害の状況及びこれに対してとられた応急対策ならびに復旧状況等を検討して作成しています。県・国・市町村及び防災関係機関の災害対策における「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興」について対処すべき事項を定めています。

1.2.4 徳島県障がい者施策基本計画

本計画の基本理念は、「障がいの有無に関わらず、全ての県民が互いに人格や個性を尊重し、活躍できる徳島づくり」です。また基本理念の実現のため、特に重点的に取り組むべき項目として、以下の4項目を本計画における重点項目とします。

1. 地域社会における「心のバリアフリー」の促進
2. 地域で安心して暮らせる環境づくり
3. 障がい者の自立と社会参加の促進
4. 障がい福祉サービス等の支援体制の充実

1.2.5 第4次徳島県住生活基本計画

本県では、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、住生活基本法(平成18年法律第61号)第17条第1項の規定に基づき、住生活基本計画(都道府県計画)を定めています。令和4年3月に、「新型コロナウイルスの感染拡大」「気候変動による影響の顕在化」といった社会情勢の大きな変化を踏まえ、新たな都道府県計画として「第4次徳島県住生活基本計画」を策定しました。計画においては、県として重点的に取り組む以下の施策を示しています。

【重点的に取り組む施策(テーマ)】

1. 新型コロナウイルスの感染拡大を契機とした「新たな日常」への対応
2. 気候変動による影響の緩和に向けた「カーボンニュートラル」への貢献
3. 災害時も含めた県民の安全・安心に資する「住まいのレジリエンス」の確保

1.2.6 第11次徳島県交通安全計画

本県では、交通安全対策基本法第25条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策について、これまでの計画の成果及び社会環境の変化を踏まえて、更なる施策の推進を図るため、本計画を策定しました。

【計画の基本理念】

1. 交通事故のない社会を目指す
交通事故死者数の減少並びに事故総数の減少について取り組みます。
2. 人優先の交通安全思想
高齢者、障がい者、子ども等の交通弱者の安全を一層確保します。
3. 高齢化が進行しても安全に移動できる社会の構築
年齢や障がいの有無等に関わりなく安全に安心して暮らせる「共生社会」の構築を目指します。

【計画の数値目標】

本計画は、「道路交通」「鉄道交通」「踏切道における交通」それぞれの交通ごとに、達成すべき数値目標を以下のとおり設定しています。

1. 道路交通
交通事故死者数を20人台前半、可能な限りゼロに近づける
交通事故傷者数を確実に減少させる
2. 鉄道交通
乗客の死者数ゼロの継続を目指す
運転事故全体の死者数ゼロを目指す
3. 踏切道における交通
踏切事故件数ゼロを目指す

1.3 環境に関する取組方針

1.3.1 第3次徳島県環境基本計画

2016年のパリ協定の発効を受けて、世界の多くの国々が脱炭素社会に向けて大きく舵を切る中、本県においては、全国で初めて「脱炭素社会の実現」を基本理念に掲げた「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」を制定し、緩和策と適応策を両輪とした気候変動対策を展開しています。第3次計画では、環境を取り巻く新しい課題に適切に対応するとともに、国際社会の動きも見定めつつ、将来における環境の保全・創造に向けて、私たちがなすべき方向性と施策を定めており、国を上回る温室効果ガス削減目標や自然エネルギー自給率の達成に向けて、その取組を一層加速する必要があります。

【計画の位置づけ】

徳島県環境基本条例第10条に定める、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、

- ① 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱
- ② 環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めています。

【基本コンセプトと重点戦略】

計画策定にあたっての基本コンセプトとして「脱炭素社会を徳島から実現！」を掲げ、持続可能な開発目標(SDGs)の考え方を取り入れ、温室効果ガスの排出量と吸収量のバランスがとれ、豊かな県民生活及び経済の持続的な成長を実現できる社会を目指しています。そして、取組の推進を図る上で、以下の4つの重点戦略を設定しています。

1. 気候変動に適応した持続可能な社会づくり
2. 環境に配慮したエシカルな暮らしづくり
3. 自然エネルギーを活用した脱炭素型のまちづくり
4. 生物多様性が保全・継承されたふるさとづくり

1.4 徳島県 SDGs 債発行の意義

徳島県 SDGs 債の発行を契機として、脱炭素社会の実現に向けた「緩和策」と「適応策」を推進するグリーンプロジェクト、ダイバーシティ社会の実現を推進するソーシャルプロジェクト双方のプロジェクトの推進を図り、徳島版 SDGs の実装を加速させます。また、本県が地球温暖化対策をはじめ SDGs の実装に率先して取り組む姿勢を明確に示すことで、地域住民や事業者の皆様の SDGs に対する意識の向上を図り、県民主体による持続可能な社会の実現に繋げてまいります。

2. サステナビリティボンド・フレームワーク

本フレームワークに基づき、以下の債券の発行ができるものとし、これらを総称して「徳島県SDGs債」とします。

グリーンボンド	適格グリーンプロジェクトに係る支出に充当する債券
ソーシャルボンド	適格ソーシャルプロジェクトに係る支出に充当する債券
サステナビリティボンド	適格グリーンプロジェクト及び適格ソーシャルプロジェクトに係る支出に充当する債券

2.1 調達資金の使途

(1) 適格プロジェクト

徳島県SDGs債の発行により調達された資金は、ICMAによるグリーンボンド原則2021及びソーシャルボンド原則2023における事業区分のうち以下に挙げるものを本県のグリーン適格またはソーシャル適格プロジェクト分類とし、該当するプロジェクトに充当します。対象の適格プロジェクト例は表のとおりです。

グリーンプロジェクト		
グリーンボンド原則 プロジェクトカテゴリーと 環境目標(グリーン適格 プロジェクト分類)	適格プロジェクト例	貢献するSDGs
再生可能エネルギー 環境目標: 気候変動の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 県有施設への再生可能エネルギー設備(太陽光発電設備や蓄電池等)導入 	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに 12. つくる責任 つかう責任 13. 気候変動に具体的な対策を
エネルギー効率 環境目標: 気候変動の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 県有施設における高効率機器(LED等)の導入 県有施設のZEB化またはそれに準ずる省エネ化 	
クリーン輸送 環境目標: 気候変動の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮車の購入 	
生物・自然資源および土地利用に係る環境持続型管理 環境目標: 生物・自然資源の保全	<ul style="list-style-type: none"> 水域環境保全(藻場の造成) 森林整備 林道整備 	11. 住み続けられるまちづくりを 14. 海の豊かさを守ろう 15. 陸の豊かさを守ろう
気候変動に対する適応 環境目標: 気候変動への適応	<ul style="list-style-type: none"> 浸水対策 <ul style="list-style-type: none"> 河川改修・改良・維持補修 老朽ため池等整備 高潮対策 <ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設整備 	11. 住み続けられるまちづくりを 13. 気候変動に具体的な対策を

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害対策 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 治山(地すべり防止、急傾斜地崩壊対策) ➢ 砂防 	
--	---	--

ソーシャルプロジェクト			
ソーシャルボンド原則 プロジェクトカテゴリー (ソーシャル適格 プロジェクト分類)	適格プロジェクト例	対象となる人々	貢献する SDGs
手ごろな価格の基本的インフラ設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理・防災体制の再構築 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害活動拠点施設の受変電設備の更新等 ➢ 地域衛星通信ネットワーク(ラスコムネットワーク)の整備 	自然災害の罹災者	11. 住み続けられるまちづくりを 13.気候変動に具体的な対策を
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安心して住み続けることができるまちづくりへの貢献 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 県有施設の老朽化・防災対策 	地域住民・企業	11. 住み続けられるまちづくりを
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 包括的な地域コミュニティの実現 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 徳島文化芸術ホール(仮称)整備 	地域住民・企業	11. 住み続けられるまちづくりを
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に強い持続可能で豊かな生活の実現 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 緊急避難場所や指定避難場所等の整備 ➢ 農業水利施設の老朽化対策 ➢ 漁港施設整備 ➢ 水産物供給基盤機能保全 ➢ 長寿命化計画に基づく施設整備(河川管理施設、道路・橋りょう、海岸堤防等) ➢ 橋りょうの修繕や震災対策 	地域住民・企業 自然災害の罹災者	11. 住み続けられるまちづくりを

	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 公園施設の防災機能の強化 ➢ 港湾補修 ➢ 災害対策拠点施設の長寿命化 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 歩道の整備や交差点改良 ➢ 非常用信号機電源付加装置の整備 	地域住民・企業 障がい者(児) 自然災害の罹 災者	11. 住み続けられ るまちづくりを
必要不可欠なサービス へのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・ バリアフリーの推進・多様性を重視する共生社会の実現 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 多目的トイレ、車いす席、エレベーター等の整備 	地域住民・企業 高齢者と脆弱な 若者 障がい者(児) 女性 性的及びジェン ダーマイノリティ	10. 人や国の不平 等をなくそう 11. 住み続けられ るまちづくりを
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童が安心・安全に過 ごし、多様な活動を行う ことが出来る環境の実 現 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 児童館整備 	こども	4. 質の高い教育 をみんなに
手ごろな価格の基本的イ ンフラ設備 必要不可欠なサービス へのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・ あらゆる人々の教育機 会の確保 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 県立学校施設の 長寿命化 	こども 障がい者(児)	4. 質の高い教育 をみんなに
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい児(者)の安心・ 安全の確保 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 社会福祉施設等 における施設整備 (補助含む) 	障がい者(児)	10. 人や国の不平 等をなくそう
必要不可欠なサービス へのアクセス 社会経済的向上とエンパ ワーメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダイバーシティの推進 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 県立支援学校に おける施設整備 ➢ 精神障がい者地 域共生総合支援 	障がい者(児)	4. 質の高い教育 をみんなに 10. 人や国の不平 等をなくそう
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 道路のバリアフリ ー化(視覚障がい 者用付加装置、高 齢者等感応化、歩 行者支援装置の 整備) 	地域住民・企業 障がい者(児) 自然災害の罹 災者	11. 住み続けられ るまちづくりを

手ごろな価格の住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・ あらゆる人々が健康で文化的な生活を営むに足る住まいの確保 ➤ 県営住宅建設 	県営住宅を必要とする人々	3. すべての人に健康と福祉を 11. 住み続けられるまちづくりを
-----------	--	--------------	--------------------------------------

(2)除外基準

徳島県 SDGs 債の発行により調達された資金は、下記に関連するプロジェクトには充当しません。

- ・ 所在国の法令を遵守していない不公正な取引、贈収賄・腐敗・恐喝・横領等の不適切な関係
- ・ 人権・環境等社会問題を引き起こす原因となり得る取引

2.2 プロジェクトの評価及び選定のプロセス

適格プロジェクトは、経営戦略部 財政課が各部局にヒアリングを行い、環境・社会面での便益が見込まれるか等、適格性の検討を行うことにより選定し、知事が最終的に決定します。

また、適格プロジェクトについては、各種法令等に沿って適切に対応し、潜在的にネガティブな環境面・社会面の影響に配慮しています。

2.3 調達資金の管理

(1)調達資金の紐づけ方法と追跡管理の方法

地方自治法第 208 条に基づく会計年度独立の原則に基づいて、地方公共団体における各会計年度における歳出はその年度の歳入(地方債によって調達された資金もこれに含む)をもってこれに充てられます。従って、徳島県 SDGs 債の発行により調達された資金は、当該会計年度中に適格プロジェクトに充当されます。

なお、各適格プロジェクトの充当状況については、経営戦略部 財政課と各部局予算決算担当課が連携して、充当状況の把握を行い、発行超過等が起こらないよう、適切に管理します。

会計年度の終了時には、適格プロジェクトを含む徳島県の全ての歳入と歳出について執行結果と決算関係書類が作成され、県の監査委員による監査を受けます。その後、決算関係書類は監査委員の意見を付して県議会に提出され、承認されます。

(2)調達資金の追跡方法に係る内部統制

徳島県 SDGs 債の発行により調達された資金は、徳島県の会計制度に基づいた歳入予算の経理区分で分類するとともに、帳簿上に資金使途と支出額を明確に示します。

(3)未充当資金の管理方法

未充当資金が発生した場合には充当されるまで、徳島県公金管理指針に基づき、現金または安全性の高い金融資産で運用します。

2.4 レポーティング

(1)資金充当状況レポーティング

資金を充当したプロジェクト名及び充当金額については、本県のウェブサイト上において、起債した年度の翌年度に開示します。なお、充当状況について、当初想定から大きな状況の変化が生じた場合は、速やかに開示します。

(2)インパクト・レポーティング

資金を充当したプロジェクトの実施により得られた以下の環境改善効果及び社会的成果に関する指標等を、実務上可能な範囲で、本県ウェブサイトにて少なくとも起債した年度の翌年度に開示します。なお、プロジェクトについて、当初想定から大きな状況の変化が生じた場合は、速やかに開示します。

グリーンプロジェクト		
グリーン適格プロジェクト分類	適格プロジェクト例	レポーティング項目例
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県有施設への再生可能エネルギー設備(太陽光発電設備や蓄電池等)導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ CO₂排出削減量(t-CO₂) ・ 再生可能エネルギー使用量(kWh) ・ 導入台数
エネルギー効率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県有施設における高効率機器(LED等)の導入 ・ 県有施設のZEB化またはそれに準ずる省エネ化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ CO₂排出削減量(t-CO₂) ・ ZEB認証水準 ・ BEIの数値 ・ 導入数
クリーン輸送	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境配慮車の購入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ CO₂排出削減量(t-CO₂) ・ 導入数
生物・自然資源および土地利用に係る環境持続型管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水域環境保全(藻場の造成) ・ 森林整備 ・ 林道整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備箇所名 ・ 箇所数 ・ 整備面積(ha) ・ 林道開設・改良・舗装実績(m) ・ 漁獲増加量
気候変動に対する適応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水対策 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 河川改修・改良・維持補修 ➢ 老朽ため池等整備 ・ 高潮対策 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 海岸保全施設整備 ・ 土砂災害対策 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 治山(地すべり防止、急傾斜地崩壊対策) ➢ 砂防 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備施設名 ・ 箇所数 ・ 整備内容 ・ 河川整備延長(km) ・ 想定被害減少効果(戸数・人口・面積等)

ソーシャルプロジェクト				
ソーシャル適格プロジェクト分類	適格プロジェクト例	レポーティング項目例		
		アウトプット	アウトカム	インパクト
手ごろな価格の基本的インフラ設備	<ul style="list-style-type: none"> 災害活動拠点施設の受変電設備の更新等 地域衛星通信ネットワーク(ラスコムネットワーク)の整備 	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 整備箇所数 	危機管理・防災体制の再構築
	<ul style="list-style-type: none"> 県有施設の老朽化・防災対策 	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 利用者数 	安心して住み続けることができるまちづくりへの貢献
	<ul style="list-style-type: none"> 徳島文化芸術ホール(仮称)整備 	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 利用者数 	包括的な地域コミュニティの実現
	<ul style="list-style-type: none"> 緊急避難場所や指定避難場所等の整備 農業水利施設の老朽化対策 漁港施設整備 水産物供給基盤機能保全 長寿命化計画に基づく施設整備(河川管理施設、道路・橋りょう、海岸堤防等) 橋りょうの修繕や震災対策 公園施設の防災機能の強化 港湾補修 災害対策拠点施設の長寿命化 	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 自治体との防災協定締結実績 整備箇所数 	災害に強い持続可能で豊かな社会の実現
	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の整備や交差点改良 非常用信号機電源付加装置の整備 	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故死者数 整備箇所数 整備箇所 	交通安全対策の推進
必要不可欠なサービスへのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> 多目的トイレ、車いす席、エレベーター等の整備 	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> エレベーター、車いす用駐車場、多目的トイレ等の設置数 	バリアフリーの推進・多様性を重視する共生社会の実現

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童館整備 	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者数 	児童が安心・安全に過ごし、多様な活動を行うことが出来る環境の実現
手ごろな価格の基本的インフラ設備 必要不可欠なサービスへのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立学校施設の長寿命化 	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拡充された機能 	あらゆる人々の教育機会の確保
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉施設等における施設整備(補助含む) 	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害や感染症の流行等における障がい児(者)の受入れ可能人数 	障がい児(者)の安心安全の確保
必要不可欠なサービスへのアクセス 社会経済的向上とエンパワーメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立支援学校における施設整備 ・ 精神障がい者地域共生総合支援 	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別指導計画の目標達成率 ・ 技能検定受検者数 ・ 地域と共にSDGs達成に向け取り組んだ活動回数 ・ カフェ等、社会体験のための施設の利用者数 ・ グループホーム入所者数 ・ 地域生活移行者数 	ダイバーシティの推進
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路のバリアフリー化(視覚障がい者用付加装置、高齢者等感応化、歩行者支援装置の整備) 	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事故死者数 ・ 整備箇所 	交通安全対策の推進
手ごろな価格の住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営住宅建設 	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改修戸数 	あらゆる人々が健康で文化的な生活を営むに足る住まいの確保

以上